

総行公第 37 号
こ総政第 140 号
基法発 0531 第 1 号
令和 6 年 5 月 31 日

各都道府県総務部長
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)
各指定都市総務局長
(人事担当課扱い)
各人事委員会事務局長

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長
こども家庭庁長官官房少子化対策室長
厚生労働省労働基準局労働関係法課長
(公印省略)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正について

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 42 号。以下「改正法」という。）が、令和 6 年 5 月 31 日に公布されました。

改正法は、少子高齢化が進展し、人口減少が加速している中で、男女ともに仕事と育児・介護を両立できる職場環境を整備するため、子の年齢に応じ柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等を行うものです。

その内容は別添のとおりですが、このうち、地方公務員に関係する事項は下記のとおりです。

改正法の施行に当たり、条例例その他の円滑な施行のために必要と考えられる事項については、今後の内閣府令の改正や今後検討される国家公務員に係る対応等も踏まえて、追って通知・情報提供を行う予定ですので、御留意願います。

なお、改正法の附則において地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）における過去の改正漏れを修正するとともに、改正法の附則及び改正法と同日公布された政令において、地方公営企業法及びこれを準用する地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）に関する経過措置を設けています。

各都道府県においては、貴都道府県内の市区町村等に対しても御連絡いただくようお願いいたします。なお、本通知については地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 59 条（技術的助言）及び地方自治

法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

第 1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正（改正法第 1 条関係）

1 子の看護休暇の改正

(1) 子の看護休暇について、学校保健安全法第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由に伴う当該子の世話をを行うため、又は当該子の教育若しくは保育に係る行事のうち厚生労働省令で定めるものへの参加をするために取得することができる休暇とするとともに、小学校第三学年修了前の子（9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子をいう。）を養育する職員が取得できるものとする。こと。（第 61 条の 2 第 6 項関係）

(2) 短時間勤務職員以外の非常勤職員の取得要件のうち、六月以上の雇用期間の要件を廃止することとする。こと。（第 61 条の 2 第 6 項関係）

2 短期介護休業の改正

1 (2) と同様の改正を行うこと。（第 61 条の 2 第 10 項関係）

3 育児のための所定外労働の制限の改正

子を養育する職員（所定外労働の制限を請求することができない非常勤職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合において、任命権者等が所定労働時間を超えて勤務させてはならない職員の範囲を、3 歳に満たない子を養育する職員から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員へと拡大すること。（第 61 条の 2 第 14 項関係）

4 その他

以下の民間労働者の改正に関して、地方公務員については、今後検討される国家公務員における対応を踏まえ、必要な措置を検討することとなるため、あらかじめ御了知いただきたいこと。

① 介護についての申出があった場合等における措置等の新設

② 雇用環境の整備及び雇用管理等に関する措置の改正

第 2 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正（改正法第 2 条関係）

以下の民間労働者の改正に関して、地方公務員については、今後検討される国家公務員における対応を踏まえ、必要な措置を検討することとなるため、あらかじめ御了知いただきたいこと。

① 妊娠又は出産等についての申出があった場合における意向の確認と配慮

② 3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者等に関する措置の新設

第3 次世代育成支援対策推進法の一部改正

1 特定事業主行動計画の改正

特定事業主（国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるものをいう。）が、特定事業主行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、職員の育児休業等の取得の状況及び勤務時間の状況を把握し、職員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならないこととすること。この場合において、特定事業主行動計画において定める次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標については、職員の育児休業等の取得の状況及び勤務時間の状況に係る数値を用いて定量的に定めなければならないものとする。 （第19条第3項関係）

2 期限の延長

次世代育成支援対策推進法の有効期限を10年間延長し、令和17年3月31日までとすること。 （附則第2条第1項関係）

第4 施行期日

令和7年4月1日。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日。 （附則第1条関係）

（1）第3の2 公布の日

（2）第2 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日